

[事案 2020-107] 損害賠償請求

・令和3年7月26日 裁定不調

<事案の概要>

保険会社から刑事記録の取り寄せに必要な情報取得を依頼されたことに対し、情報取得のために要した費用および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年7月に交通事故により負傷し入院したため、平成17年10月に契約した生存給付金付定期保険にもとづき給付金を請求したところ、保険会社は自分に重過失があるとして、給付金の支払いを拒否した。その後、異議を申し出たところ、保険会社から交通事故にかかる刑事記録の取り寄せに必要な情報（送致番号や事件名等）の取得を依頼され、再調査ののち、令和元年11月に給付金が支払われたが、以下の理由により、情報取得のために要した費用と慰謝料を支払ってほしい。

(1) 給付金のほかに遅延利息の追加支払があったことについて、保険会社は、「再調査によって入手した事実のすべてが必要であったとは必ずしもいえないため。」と説明しており、必要のない出費を強いられた。

<保険会社の主張>

通常、給付金請求にかかる費用は請求者負担であるが、申立人は当社の要請で警察署に出向いたことや、支払いまでに時間を要したこと、また紛争の早期解決の観点から、請求額の一部の支払いに応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事故当時やその後の保険会社の調査の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社による本件の調査および情報取得の依頼は不法行為とは認められず、給付金の免責事由の存在が保険会社により証明された場合に、これを積極的に否認する事由の存在の証明、あるいは免責事由を阻害する事実の証明は、給付金請求者の負担によりなされるべきものであり、申立人の主張は認められないが、保険会社が申立人の請求額の一部の金額を支払う意向を示したことから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。